令和 5 年 6 月 東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の 用途を定める省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第86号)が 公布され、新たに3物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

〇追加指定薬物: 3物質(別紙参照)

〇公布日:令和5年6月21日

〇施行日:令和5年7月1日(公布日から起算して10日を経過した日)

〇注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省が発給した た医薬品等輸入確認証又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

指定薬物の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、 国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の 治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められま せん。

【問い合わせ先】

東京税関業務部通関総括第2部門

電話:03-3599-6338

	物質名	N-(1-Adamantyl)-1-(4-fluorobutyl)-1 <i>H</i> -indazole-3-carboxamide
	物質名訳	N- (1-アダマンチル) -1- (4-フルオロブチル) -1 H-イ ンダゾ-ル-3-カルボキサミド
	通称等	4F-ABINACA、4F-ABUTINACA
1	構造式	O ZH ZH
	物質名	2-(4-Ethoxybenzyl)-5-nitro-1-[2-(piperidin-1-yl)ethyl]benzimidazole
	物質名訳	2- (4-エトキシベンジル) -5-ニトロ-1- [2- (ピペリジン-1-イル) エチル] ベンズイミダゾール
	通称等	N-Piperidinyl Etonitazene、Etonitazepipne
2	構造式	O_2N

		物質名	2-(3-Chlorophenyl)-3-methylmorpholine
		物質名訳	2- (3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン
		通称等	3-CPM、3-Chlorophenmetrazine
	3	構造式	CINH